

# 介護保険負担限度額認定について

## 1. 介護保険負担限度額認定とは

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）や短期入所（ショートステイ）を利用する場合、食費・部屋代は本人負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担が軽減されるよう、負担限度額が認定されます。

## 2. 適用要件

以下のすべてに該当する方。

① 世帯全員が住民税非課税

施設利用者の配偶者（夫または妻）が別世帯の場合、別世帯の配偶者も非課税

② 預貯金等の資産が、単身で1000万円以下、夫婦で2000万円以下

## 3. 利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者		部屋代（日額）					食費（日額）
			ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室		多床室	
					老健・療養	特養		
第1段階	上記2. 適用要件を満たす方	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	820円	490円	490円	320円	0円	300円
第2段階		課税年金収入額、合計所得金額および <u>非課税年金収入額</u> の合計が80万円以下の方	820円	490円	490円	420円	370円	390円
第3段階		上記第2段階以外の方	1310円	1310円	1310円	820円	370円	650円
第4段階	第1～3段階に該当しない方		負担限度額なし（通常料金で利用していただきます）					

### ○非課税年金収入額を負担段階判定に使用します

改正

利用者負担段階（上表左端）の判定をするときに、これまでは課税年金（老齢年金など）と合計所得金額しか使用していませんでしたが、負担の公平性を確保する観点から、施設入所に要する費用をまかなう収入としては非課税年金も同様に評価されるべきことを踏まえて、平成28年8月から、非課税年金（遺族年金と障害年金）も含めて判定することになりました。

## 4. 申請に必要なもの

① 介護保険負担限度額認定申請書 ※裏面の「同意書」にも必ず記入押印してください。

② 預貯金通帳等の写しまたは預貯金通帳原本（裏面「よくあるお問合せQ2」参照）

※預貯金通帳は、過去2か月以内に記帳したもので、金融機関、支店、口座番号、口座名義人の分かるページと、最終残高の分かるページの2か所が必要です。最近記帳していなければ、記帳してからコピーを取るか、記帳してから通帳原本を持参してください。

③ （個人番号欄に個人番号を記入した場合）個人番号通知またはマイナンバーカード

④ 提出者（窓口に来る方）の身分確認証

## よくあるお問合せ

**Q 1 なぜ預貯金の額まで申告しなくてはならないのですか？**

A 1 自宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性をさらに高めるため、一定額以上の資産をお持ちの方には、食費・部屋代を全額自己負担していただくよう、制度の改正が行われたためです。

**Q 2 「預貯金等の資産」とはどんなものですか？また、どうやって確認するのですか？**

A 2 資産に応じて以下の添付をお願いします。

資産の種類	提出物
預貯金（普通・定期） ※複数口座がある場合は全ての口座が対象	通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、名義人の分かるページと、最終残高の分かるページ）※過去2か月以内に記帳したもの
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行等の口座残高の写し
金・銀など購入先の口座残高により時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金	自己申告
負債（借入金・ローン）	借用証書など

**Q 3 預貯金残高が1000万円（夫婦で2000万円）を超えています。申請しなくてはならないのですか？**

A 3 適用要件を満たさないのであれば、申請

は不要です。

**Q 4 今現在は預貯金残高が超過していますが、今後大きな出費の予定があり、残高が基準を下回るのですが？**

A 4 残高が基準を下回ったら、その時点で申請してください。

**Q 5 市が、通帳の写しなどの大切な個人情報を、どのように管理するか心配です。**

A 5 申請書類は鍵のかかる保管庫にて保管し、目的外に使用することはありません。

**Q 6 戸籍上は夫婦でも、長期別居しており事実上離婚状態ですが、配偶者の同意書と預貯金通帳の写しは必ず必要ですか？**

A 6 戸籍上婚姻関係があれば、基本的には必要です。同意書等の入手がどうしても困難な場合、個別にご相談ください。

**Q 7 非課税年金の収入が多いと、負担限度額認定を受けられなくなるのですか？**

A 7 非課税年金を含めた収入が80万円を超える方は、利用者負担段階が第2段階から第3段階になりますが、負担軽減を受けられなくなるわけではありません。

### 問い合わせ

秩父市役所 高齢者介護課

☎0494-25-5205